(5)　直近において協会の調査を受けた年月
(6)　［略］
ヘ　公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項
(1)　当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
(2)　当該業務上の提携を開始した年月
(3)　当該業務上の提携の内容
ト　外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。以下この号において同じ。）との業務上の提携に関する次に掲げる事項
(1)　当該業務上の提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称
(2)　当該業務上の提携を開始した年月
(3)　当該業務上の提携の内容
(4)　［略］
［二～四　略］
五　財産の概況に関する次に掲げる事項
［イ～ハ　略］
ニ　供託金等の額（令第二十五条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び有限責任監査法人責任保険契約（法第三十四条の三十四第一項に規定する有限責任監査法人責任保険契約をいう。以下「責任保険契約」という。）の塡補限度額を含む。）
ホ　［略］
六　［略］
（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）
第四十八条　法第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。
一　［略］
二　変更日において当該有価証券が公開買付け等（会社計算規則第二条第三項第三十二号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ。）の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格
（監査報告書の記載事項）
第六十九条　前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に

(4)　直近において法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受けた年月
(5)　［同上］
ヘ　他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項
(1)　提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称
(2)　提携を開始した年月
(3)　業務上の提携の内容
ト　［同上］
(1)　提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称
(2)　提携を開始した年月
(3)　業務上の提携の内容
(4)　［同上］
［二～四　同上］
五　［同上］
［イ～ハ　同上］
ニ　供託金等の額（令第二十五条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び有限責任監査法人責任保険契約（法第三十四条の三十四第一項に規定する有限責任監査法人責任保険契約をいう。以下「責任保険契約」という。）のてん補限度額を含む。）
ホ　［同上］
六　［同上］
（検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券）
第四十八条　［同上］
一　［同上］
二　変更日において当該有価証券が公開買付け等（会社計算規則第二条第三項第二十九号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ。）の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格
（監査報告書の記載事項）
第六十九条　前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該監査法人の